

関西学生テニス連盟規約

昭和29年1月22日	施行
昭和45年3月1日	改正
昭和55年3月1日	改正
昭和56年3月2日	一部改正
昭和57年2月20日	一部改正
昭和59年2月1日	一部改正
昭和60年2月1日	一部改正
昭和61年1月19日	改正
昭和62年2月1日	一部改正
平成2年2月10日	一部改正
平成3年2月1日	一部改正
平成4年 1月12日	改正
平成5年 2月1日	一部改正
平成11年2月1日	一部改正
平成15年3月1日	一部改正
平成16年3月1日	一部改正
平成17年3月1日	一部改正
平成18年3月1日	改正
平成19年3月1日	一部改正
平成20年3月1日	一部改正
平成23年3月1日	一部改正
平成26年3月17日	一部改正
平成29年12月3日	一部改正
令和4年3月3日	一部改正
令和4年3月23日	一部改正

関西学生テニス連盟

第1章 総則

- 第1条 本連盟は関西学生テニス連盟テニス連盟と称す。
(KANSAI INTER-COLLEGIATE TENNIS FEDERATION)
- 第2条 本連盟は健全なる学生精神の向上、学生テニスの発展並びに学生相互間の親睦を厚くすべきことを以て目的とする。
- 第3章 本連盟は事務所を大阪府吹田市芳野町13番地14号江坂テニスセンター内に置く

第2章 組織

- 第4条 本連盟は関西に所属する学校教育法により認められた大学及び短期大学のテニス部を以て組織する。

第3章 事業

- 第5条 本連盟は第2条の目的を達成する為、全日本学生テニス連盟に所属し、下記の事業を行う。
1. 関西学生春季テニストーナメント
 2. 関西学生チャレンジテニストーナメント
 3. 関西学生テニス選手権大会
 4. 関西大学対抗テニスリーグ戦
 5. 関西学生地域テニストーナメント
 6. 関西学生新進テニストーナメント
 7. 毎年度末に最優秀選手、最優秀新人選手の発表
 8. 前項のほか第2条に定める目的を達成する為、必要な事業。

第4章 役員

第6条 本連盟に原則として下記の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
顧 問	若干名
参 与	若干名
監 事	3名以内
幹事長	1名
副幹事長	2名以内
会 計	3名以内
幹 事	40名程度（幹事長・副幹事長・会計を含む）

第7条 会長・副会長は幹事会の推薦により決定する。会長は本連盟を代表し、副会長は会長を補佐する。

第8条 顧問・参与は幹事会の推薦により決定した会長が委嘱する。顧問並びに参与は本連盟の重要事項に関し諮問に応じる。

第9条 監事は幹事会の推薦により決定し会長が委嘱する。監事は本連盟会計一般の監査を行う。

第10条 会長・副会長・顧問・参与・監事の任期は4年とする。

第11条 幹事は3回生になった時点で次期幹事を選出する。又、男子2、3、4、5部、女子2、3、4、5部の大学からも幹事を若干名選出する。又、同一大学で男女幹事を要する場合、男女いずれかが兼任することができる。

第12条 幹事の任期を1年とし、欠員の生じたときは直ちに補充しなければならない。補充による幹事の任期は、前任者の任期残余期間とする。但し、留任を妨げないものとする。

第13条 幹事会は前幹事長の推薦により幹事長を1名選出する。選出された幹事長は副幹事長・会計を任命する。

第14条 幹事長は幹事会を代表統括し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事会を運営する。会計は本連盟会計一般を受け持つ。

第15条 役員は下記の項目に該当する時は幹事会有議決定者の3分の2以上の賛成により役員を解任することができる。

1. 心身の故障の為、職務の執行に耐えられないと認められたとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 会 議

- 第16条 本連盟には下記の会議を設ける。
- 1. 総 会
 - 1. 幹 事 会
 - 1. 主将主務会
 - 1. 各 委 員 会
 - 1. 部 長 監 督 会
- 第17条 総会は本連盟の最高議決機関であって本連盟運営上の重要事項を議決する。
- 第18条 総会は加盟している各大学の代表者1名及び全幹事を以てこれを組織する。
- 第19条 総会は原則として毎年3月上旬に開催するものとする。幹事会において必要と認めた場合、又は加盟校の2分の1以上の要求があった場合、幹事長がこれを招集する。
- 第20条 総会は構成員の5分の3以上、並びに幹事長又は副幹事長の出席がなければ開始することができない。
- 第21条 総会は出席者の2分の1の決議を以てこれを決する。
- 第22条 総会における議決権は、加盟校1校につき1票とし、幹事の議決権は幹事長、副幹事長、会計、幹事にそれぞれ1票を認めるものとする。
- 第23条 総会は幹事長又は副幹事長が議長となる。
- 第24条 総会に附議される事項は下記の通りとする。
- 1. 決算及び予算
 - 1. 事業報告及び事業計画
 - 1. 各大会に関する事項
 - 1. その他重要事項
- 第25条 総会に欠席する加盟校は、書面によりあらかじめその理由を本連盟に提出する義務を負うものとする。尚、加盟校は委任状を提出することにより代行者を出席させることができる。
- 第26条 総会に欠席した加盟校は、その会議に関する全ての権利を放棄したものとみなす。但し、会議の議決により発生した義務は負わなければならない。
- 第27条 幹事会は幹事長、副幹事長、会計、幹事を以て組織する。幹事長又は副幹事長はこれを招集し、連盟一般事項を決議執行する。又、構成員の2分の1以上の要求があった場合はこれを招集する。
- 第28条 幹事会は、第11条により選出された構成員の3分の2以上の出席を以て成立し出席者の過半数の決議を以てこれを決する。
- 第29条 幹事会は、幹事長又は副幹事長が議長となり、原則として幹事長及び副幹事長の出席がない場合は、これを開くことができないものとする。
- 第30条 幹事会における議決権は、幹事選出校1校につき1票とし、幹事長、副幹事長、会計に各1票を認めるものとする。但し、1幹事に複数票は認めないものとする。又、議長が必要と認めた場合、幹事1人につき1票の議決権を与えることができるものとする。
- 第31条 主将主務会は加盟各大学の主将並びに主務を以て組織する。
- 第32条 主将主務会は幹事長がこれを招集し、幹事長又は副幹事長が議長となる。
- 第33条 主将主務会の議決事項は幹事会へ報告の上、審議されることを義務とする。
- 第34条 本連盟は相談役として関西学生テニス連盟部長監督会を設ける。当会は、それ自身の規約に

則り運営され、運営方針・環境整備等に対し、本連盟の諮問に応じ助言を与えるものとする。但し、本連盟の運営事項に対する議決権はないものとする。

第6章 会計

第35条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第36条 本連盟の収入は下記の通りである。

1. 連盟加盟費
1. 選手登録費
1. 援助金
1. 出版による収入（広告料その他）
1. 協賛金
1. 各種大会余剰金
1. その他の収入

第37条 本連盟の支出は下記の通りである。

1. 運営費
1. 臨時費

第38条 選手登録の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第39条 学校加盟費は1校男女別々に、初加盟の場合は年額22,500円（全日本学連加盟費5,500円、部長監督会加盟費5,000円、関西学連加盟費8,000円、新規登録料2,000円、要項代2,000円を含む）前年度からの継続加盟の場合は、年額20,500円（全日本学連加盟費5,500円、部長監督会加盟費5,000円、要項代2,000円を含む）選手登録費は年額4,200円（全日本学連登録費1,900円を含む）とする。但し、一旦納入した加盟費及び選手登録費は理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7章 加盟校、選手及び義務

第40条 本連盟に加盟し得る学校資格は、学校教育法による大学及び短期大学とする。但し、幹事会で審査の上、総会に於いて審議の結果承認されたものはその限りではない。

第41条 新たに加盟せんとする大学は、大学学長の承認と本連盟幹事長の承認を得るものとする。

第42条 本連盟に加盟し得る選手資格は、第40条に定める大学及び短期大学に在籍している者とする。

第43条 加盟校及び選手は所定の書式に従って登録し、且つ第39条に定める加盟費及び選手登録費、又幹事会にて別に定められた試合参加料を所定の期日までに支払わなければならない。未納の場合は、選手登録及び試合の出場を取り消すことがある。

第44条 本連盟及び全日本学生テニス連盟が主催する試合の出場資格は、第42条に定められた者に限る。但し、何らかの理由により大学及び短期大学に在籍が認められない者は、試合の出場資格を失うものとする。

第45条 加盟校並びに選手は、総会及び幹事会に於いて決議した事項に従わなければならない。

- 第 46 条 加盟校は、本連盟と類似の団体を組織結成、類似の団体に加盟してはならない。
- 第 47 条 加盟校は、幹事会により要請された事項に対し協力する義務を負う。
- 第 48 条 加盟校代表者は自校選手に対し、本規約を厳守させる義務を負う。
- 第 49 条 加盟校は、下記の理由により、その資格を失うものとする。
1. 加盟校である団体が解散又は脱退したとき。
 2. 加盟校としての義務を怠り、又は加盟校としての義務を毀損して幹事会により除名された場合。
 3. 加盟校が、幹事会によって定められた罰則に服さなかったとき。
- 第 50 条 加盟校は自校の部活動が活動停止となった場合と活動を再開する場合は速やかに本連盟に活動停止と解除の旨を部印等の捺印されている書面にて報告しなければならない。
- また、部活動停止期間中は本連盟公式戦にエントリーすることはできないものとする。

第 8 章 罰 則

- 第 51 条 本連盟は、本連盟規約に違反した場合、本連盟が主催する大会、及び行事の期間内に於いて、
- 不当とみなされる行為をした場合に、該当する選手が所属する学校のチームの責任として処分する。また、大会及び期間内とは、自宅から会場までの移動している時間も含み、試合の応援をする本連盟に加盟している者も対象とする。
- 第 52 条 本連盟は登録者の除名を含む嚴重な処分を附することがある。この処分決定は幹事会における懲罰会議に於いて決定するものとする。処分の基準は以下の通りとする。
1. 本連盟規約に違反した学校又は選手。
 2. 素行不良の理由により加盟校内に於いて懲戒以上の処分を受けた者。
 3. 学生スポーツ精神に反する行為をした者。
 4. 本連盟主催の公式戦に於いて正当な理由なく、試合を放棄した学校又は選手。
 5. その他幹事会に於いて不適當と認められた学校又は選手。

第 9 章 附 則

- 第 53 条 本規約に於いて必要な細則は幹事会に於いて別に定めるものとする。
- 第 54 条 本規約の改正は幹事会及び幹部会に於いて行う。但し、総会に於いて本規約の改正を行う際は、有議決者の 3 分の 2 以上の同意を要する。
- 第 55 条 本規約は昭和 29 年 1 月 22 日より実施する。
- | | |
|------------------|-------|
| 昭和 45 年 3 月 1 日 | 改正・施行 |
| 昭和 55 年 3 月 1 日 | 改正・施行 |
| 昭和 61 年 1 月 19 日 | 改正・施行 |
| 平成 4 年 1 月 12 日 | 改正・施行 |
| 平成 18 年 3 月 1 日 | 改正・施行 |
| 平成 19 年 3 月 1 日 | 改正・施行 |
| 平成 26 年 3 月 17 日 | 改正・施行 |

関西学生テニス連盟規約細則

1. 委員会

第1条 連盟の業務を遂行する為に次の常置委員会を設ける。又、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

1. 企画総務委員会
2. 行事運営委員会
3. 強化委員会
4. 広報委員会

第2条 委員長は幹事、委員は幹事又は学識経験者の中から幹事長が委嘱する。

第3条 委員の任期は1年とし、留任を妨げない。特別委員会委員の任期は答申書の提出した時に終了する。

第4条 全日本学生テニス連盟並びに関西テニス協会・府県テニス協会の委員会の委員に推薦された者は、担当事項について幹事長・副幹事長に報告しなければならない。

2. 加盟員の所属名

第5条 本連盟加盟員は全日本テニス選手権大会及びその選考基準大会もしくはJTT、JTA ランキング対象大会に出場する場合の所属名は、自校の名称を使用しなければならない。

3. 附 則

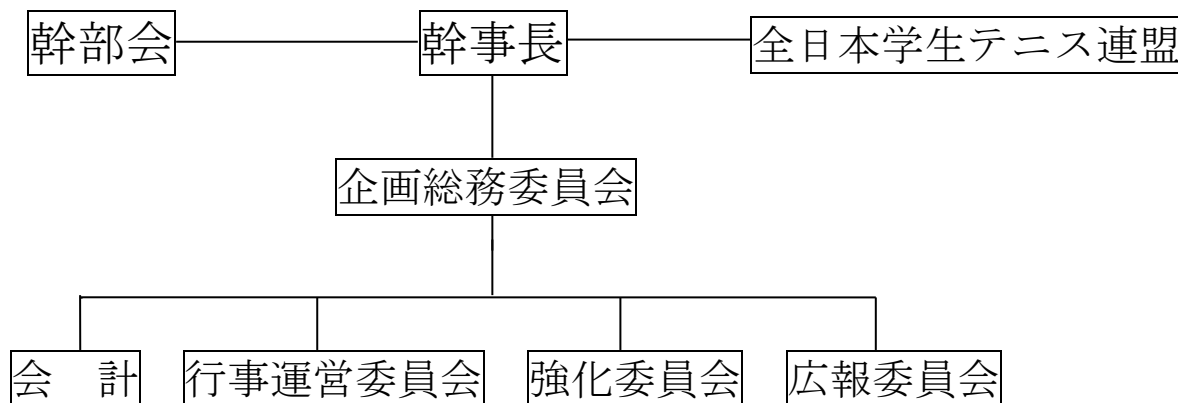
第6条 本細則の改正は幹事会に於いて行う。

第7条 本細則は平成5年2月1日より実施する。

平成5年2月1日 施行

平成6年2月10日 改正・施行

関西学生テニス連盟 組織図



関西学生テニス連盟専門委員会
～分掌事項～

2022年4月1日

専門委員会名	分 掌 事 項	
(1) 企画総務委員会 (委員長会議)	委 員 長	久 保 歩 香
	(1) 規約・細則に関する諸規定の作成・整備並びに回生に関する事項。 (2) 連盟組織の円滑な運営に関する事項 (3) 官公庁・対企業及びテニス協会との折衝及び契約に関する事項 (4) 大会・行事の運営の企画及び大会の年間スケジュールの作成及び調整に関する事項。 (5) 渉外活動（広告・協賛等）に関する事項。 (6) その他、必要な事項。	

(2) 行事運営委員会	委 員 長	小 林 恵 梨 子
	(1) トーナメント管理規則・競技規定の管理及び運用に関する事項。 (2) 大会の運営に関する事項。 (3) 関西学生ポイントランキングの作成及び発表に関する事項。 (4) JBSに関する事項。 (5) 大会の記録の管理及び公開に関する事項。 (6) 式典に関する事項。 (7) その他、必要な事項。	

(3) 強化委員会	委 員 長	奥 田 裕
	(1) 学生選手の強化に関する事項。 (2) その他、必要な事項。	

(4) 広報委員会	委 員 長	足 立 有 加
	(1) プレス関係に関する事項。 (2) その他、必要な事項。	